

# 特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書（第6号様式別表5の2の4）記載の手引

愛知県

## 1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付してください。

※ 特定子会社には、外国法人も含まれます。

※ 特定子会社には、直接50%を超える株式を保有する法人だけではなく、間接に50%を超える株式を保有する法人も含まれます。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「総資産の帳簿価額」（①及び⑤欄）	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定により申告する場合にあっては、同項ただし書に規定する期間に係る決算）に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表」といいます。）に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除した額）を記載します。 なお、税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含めて記載してください。
2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」（②及び⑥欄）	各事業年度に係る地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第20条の2の22各号（一定の持株会社の資本金等の額の算定）に掲げる金額がある場合に、同条各号に掲げる金額の合計額を記載します。 ※ ②欄及び⑥欄に記載した金額の内訳書（政令第20条の2の22第4号に掲げる金額を除きます。）を添付してください。 なお、政令第20条の2の22第4号に掲げる金額については、「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額④+⑤」の「計」及び「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額②+③」の「計」の各欄の金額となります。
3 「特定子会社の株式等の帳簿価額」（④及び⑧欄）	④欄には⑥欄の金額を、⑧欄には⑦欄の金額を、それぞれ記載します。
4 「総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合 ⑨」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。 ※ この割合が50%以下の場合には、この計算書は提出できません。
5 「特定子会社の株式等に係る控除額 ⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
6 「特定子会社の明細」の各欄	法第72条の21第6項第2号に規定する特定子会社（以下「特定子会社」といいます。）について記載します。
7 「特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑪」及び「特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑫」	⑪欄又は⑫欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。
8 「直接又は間接に保有する株式等の数 ⑬」及び「直接又は間接に保有する株式等の数 ⑭」	⑪欄又は⑫欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。 ※ 例えば、A法人がB法人の発行済株式等の総数の50%を超える数を保有し、かつ、B法人がC法人の発行済株式等の総数50%を超える数を保有している場合、A法人はC法人の株式等を「間接に保有する」といい、C法人はA法人の特定子会社であることになります。
9 「持株割合」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。 ※ この割合は必ず50%を超えることとなります。
10 「直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額」の各欄	貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額をそれぞれ記載します。 なお、特定子会社の株式等の帳簿価額は、法人税の所得の計算の例により金額を記載します。したがって、例えば会計上特定子会社の株式等の帳簿価額を減額し、法人税の所得の計算上損金否認された金額がある場合には、貸借対照表に計上された特定子会社の株式等の帳簿価額に当該損金否認された金額を加算した額となります。
11 「特定子会社に対する貸付金額 ⑯」及び「特定子会社に対する貸付金額 ⑰」並びに「保有する特定子会社発行社債の金額 ⑯」及び「保有する特定子会社発行社債の金額 ⑰」	貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額及びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の金額をそれぞれ記載します。